

損害賠償額算定における中間利息控除 について(参考資料)

- 参考資料1. 第83回会議提出意見書……………P1
参考資料2. 部会資料74B掲載「問題の所在」の記載抜粋……………P3
参考資料3. 関連する損害賠償実務……………P4

平成26年6月10日

一般社団法人日本損害保険協会

〔意見書(一般社団法人外国損害保険協会、一般社団法人日本共済協会基本政策委員会と連名)〕

中間利息控除に関する意見

【意見】

- 中間利息控除に係る利率を変動制とした場合、将来の利益の見積額が同じであっても利率の基準時が一日異なるだけで損害賠償額に大きな差が生ずるなど、損害賠償のあり方を大きく変えることともなる。この部会で行われた検討は、専ら利率のあり方に関するものであり、利率が変動制となることに伴い想定される諸課題への対応も含めた損害賠償のあり方に関する幅広い議論は必ずしも尽くされていない中で、損害賠償額の結論のみが変更されるような対応が採られることは適切ではない。
- 中間利息控除に係る利率は、利息債権に係る利率とは性質が異なるものであり、法定利率を変動制に改めた場合であっても改正後の法定利率を用いるものとすることに必然性は無い。
- 中間利息控除に係る利率のあり方が不明確なまま解釈運用に委ねるという対応は、不法行為に対する円滑な解決を阻害する事態を招くことにもなり、適当ではない。

(【理由】については、次ページに記載)

【理由】

- 中間利息控除のあり方は、本来、「逸失利益に係る損害の意義」をどのように位置付けるかということにも大きく依存するところであって、賠償額算定スキームの一要素として他の要素とも相互に密接不可分の関係にある。そのような点に関する検討も含め、長く判例、研究、実務などを通じて統一的な処理が形成され、定着するに至った現行スキームについて見直しを行うのに必要十分な審議が尽くされたと言えるのか、疑問もある中で、中間利息控除に用いる利率のみを変更し、結果的に損害賠償額の結論が変更されてしまう状況を生じさせることは、適切ではない。
- 中間利息控除に係る利率を変動制とすることに関しては、たとえば次のような問題があるが、これらについて部会で十分な審議が行われたとはいえないし、中間試案に対して寄せられた意見においてもそのような制度を積極的に支持するものは僅かである。
- 中間利息控除に係る利率が変動制となった場合、適用される利率により損害賠償額には大きな差が生ずることとなる。しかしながら「利率の基準時」について、賠償額算定実務に整合的であり、かつ客観性が有って争いが生じにくいものを法定することは容易ではなく、基準時を巡るトラブルの増大も懸念される^[1]。
 - 中間利息控除に係る利率が変動制となれば、将来の利益の見積額が同じであっても、基準時前後のわずかな割合変化により損害賠償額に大きな格差が生ずることとなる^[2]。一般的に制度変更等に応じて様々な事務やコストに変化が生ずること自体は否定されるべきものではないが、基準時が一日異なるだけで、足許の金利に違いがあるかどうかにかかわらず、大きな賠償額格差が生ずることが予定された制度は、不法行為の被害者・加害者双方にとって合理的なものとはいえない。
 - 従来の損害賠償実務において重視されてきた「被害者間の公平性」や「損害の予測可能性」が低下する事態を招くことが懸念される。また、その場合、損害賠償リスクを補償する損害保険および共済の契約に関しては、変動する賠償額水準に合わせた契約者による補償額見直しが難しいものとなったり、保険料・掛金の頻繁な水準改定が必要となったりするなど多くの実務的課題も生ずることとなる。
- 中間利息控除に係る利率は、現在、民法に明文がなく、不法行為の領域の判例法により実務が形成されてきたものである。この利率は、将来の期間に対応するものであって、適用時点の金利水準を採ることについて合理的な説明が困難である^[3]など、法定利率の適用が本来予定される利息債権に係る利率とはそもそも性質が異なるほか、適用場面も異なる。それにもかかわらず、これまで中間利息控除に法定利率を用いることとされてきたのは、法定利率が固定されているがゆえに、民法において参照するのに適した安定的な指標であったためと考えられる。したがって、仮に法定利率を変動制とする場合であっても、中間利息控除をする際にこれを用いるものとするに論理的必然性はない。また、中間利息控除を用いた逸失利益額算定は、個々の賠償案件対応のみならず、事業評価の便益分析など様々な場面で行われているところである。このため、仮に当該算定の仕組みを見直すとした場合には、経済・社会に及ぼす幅広い影響についても検証する必要がある。
- 仮に法定利率が変動制に改められ、中間利息控除のあり方は解釈運用に委ねるという対応となった場合には、適用利率に関する判断が区々に分かれて同様の事案に関する損害賠償額の水準に大きな差異が生ずるなど、統一的かつ安定的に行われてきた損害賠償実務に多大な混乱が生ずることとなる。また、法律に基づき負うべき損害賠償額を補償する損害保険・共済の契約に関しては、法的手続を採って死亡・後遺障害による逸失利益の算定に用いる適用利率を確定させない限り、これに係る保険金・共済金を支払えないこととなって、事案がスムーズに解決しないなどの支障が生ずる。このような事態が生ずる結果、不法行為に因る賠償金が支払われるまでに長い期間を要することとなり、被害者救済の迅速性が大きく損なわれることとなる。

[1] 現行の後遺障害による逸失利益額算定で用いる指標については、通常、症状固定時を基準時としており、利率の基準時がこれと異なるものとなれば、その不整合が問われることも想定される。

[2] 0.5%の利率変更が実施された場合の変動割合試算として、例えば期間25年のライプニッツ係数(2.0%で「19.523」、2.5%で「18.424」)を年取500万円に乗じた場合の差額を算出すると、結果は約550万円(約9,762万円ー約9,212万円)となる。

[3] 長期固定金利と短期固定金利とでは一定の水準差があるのが通常であり(運用・調達とも)、仮に法定利率が短期金利を念頭に置いて定められるのであれば、中間利息控除に係る利率にそのような趣旨の利率を用いるものとするについて、合理的な説明はより困難なものとなる。

〔資料P2記載の「賠償額の増加」および「社会的コスト」に関する部会資料における記載(抜粋)〕

「中間利息控除を行う場合の利率に改正後の法定利率を用いるとすれば、改正法の施行時には中間利息控除の利率が例えば2パーセント程度下落することが予想され、これに伴って中間利息控除を行う損害に関しては、賠償すべき損害額が上昇する。この点については、中間利息控除において使用する法定利率が市中金利に近い水準になったことによるものであり、正当とする意見があり得る。他方で、賠償すべき損害額の増加を来すような改正は、不法行為法における損害論の見直しの機会に行うべきであるとの考え方もあり得る。どのように評価すべきか。」

「法定利率の変動に伴って賠償すべき損害額が変動すると、損害保険の内容について見直しが必要になる可能性がある。この見直しの頻度が高くなると、損害保険会社には保険の見直しに係るコスト増が発生する(これは、ひいては、自動車事故等を対象とする損害保険の保険料に影響を与える可能性がある。)。また、法定利率の変動に伴って保険金支払額に変動が生じ得るため、保険契約者にとって保険料の支払時と実際の事故時で想定された損害賠償額の水準が異なり得るという問題もある。これらの社会的コストをどのように考えるか。なお、これらのコストを低減する観点から、法定利率の変動制を採ることを前提としつつも、その変動の頻度等を小さくし、あるいは変動後の法定利率が実際に適用されるまでの時間的な余裕を長くするといった手当を更に行うことも考慮に値するものと考えられる。」

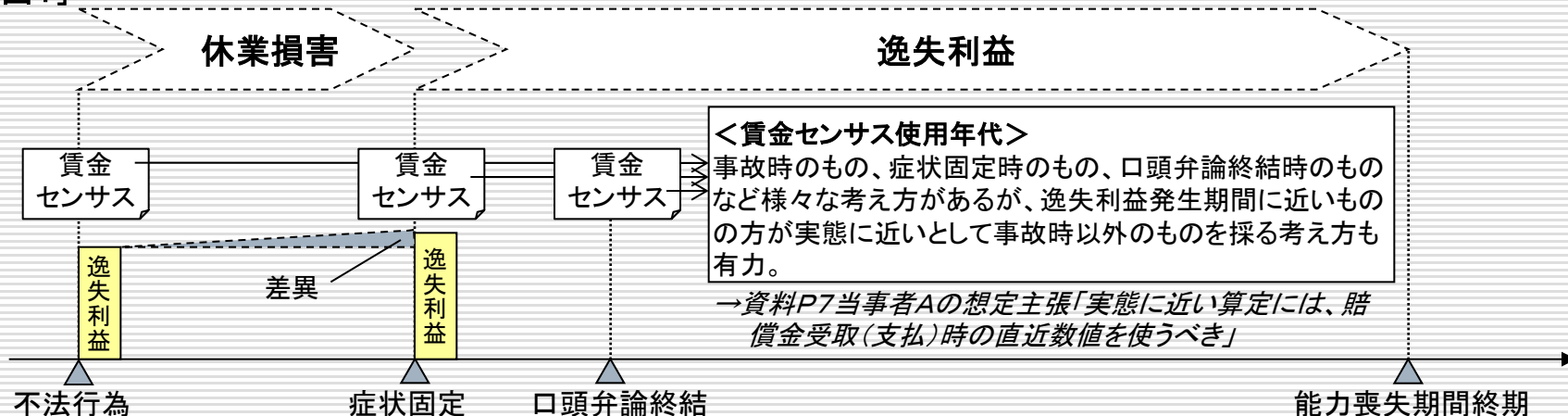
〔資料P2記載の「中間利息控除を行う場合の利率の基準時」に関する部会資料における記載〕

「中間利息控除における利率として改正後の法定利率を採用するに当たっては、例えば、不法行為後、損害賠償の支払を受けるまでの間に法定利率の変動が生じた場合に、どの時点における法定利率の値を用いて中間利息控除を行うべきかについて、新たに規律を設ける必要がある。」

「この点については、法的安定性や当事者の公平を図る観点から、客観的に定まる時点とすることが適切であり、例えば、損害賠償請求権が発生した時点を基準時とすることが考えられるが、どうか。」

〔後遺障害に係る損害賠償実務の概要〕

〔図1〕



＜実務における考え方＞

- 後遺障害による消極損害は、症状固定までは休業損害、症状固定後は逸失利益とする考え方があり、実務もこれを探るとされる。
- 中間利息控除の計算期間の始期は、症状固定時・不法行為時の両方式が混在する。本来、遅延損害金の起算時と平仄を合わせるのが合理的とされながら、実務では前者が多く採られるともされる。
(不法行為時を始期とした場合には、症状固定時を始期とした場合よりもその時点における逸失利益額が少なく計算されることとなる)

→資料P7当事者Aの想定主張「後遺障害に伴う逸失利益の請求権発生は、症状固定時」

◇変動制とする場合に整理が必要と考えられる実務上の課題

- ✓不法行為債権の発生時に関する考え方* (後遺障害に伴う逸失利益、客観的把握が困難な環境被害・薬害など)
- ✓債権発生時の整理に伴う中間利息控除に関する実務の見直し要否* (対象とする損害、計算期間の始期、計算方法など)
- ✓中間利息控除額と遅延損害金の額との一致を必要とすることに伴う現行実務の見直し要否
- ✓債権発生時の整理に伴う適用すべき賃金センサス年代に関する実務の見直し要否*

*「利率の基準時」の設定に関連して整理が必要となる課題(資料P7)

〔逸失利益の算定方法〕

$$\begin{array}{l}
 \text{死亡} \\
 \text{後遺障害}
 \end{array}
 : \text{基礎収入額} \times (1 - \text{生活費控除率}) \times \text{中間利息控除係数 (就労可能年数に対応するもの)} \\
 : \text{基礎収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{中間利息控除係数 (労働能力喪失期間に対応するもの)}$$

基礎収入額	原則として事故前の収入が継続するものと仮定→現実収入額が困難な者、幼児、家事従事者など個別事案による調整あり
生活費控除率	被害時の扶養状況による一定率を認定し、それが将来にわたって継続するものと仮定
労働能力喪失率	後遺障害等級表(下記)を参考とし、総合的に判断→頸部打撲の事案など個別事案による調整あり
就労可能年数	終期は原則として67才と仮定し、就労可能期間中にわたって就労するものと仮定
労働能力喪失期間	始期は症状固定日(未就労者は就労予定年齢)、終期は原則として67才と仮定→個別事案による調整あり

〔後遺障害等級表*の抜粋〕 *自動車損害賠償保障法施行令別表第二(平成22年6月10日以降発生した事故に適用する表)

1級(労働能力喪失率:100/100)	6級(労働能力喪失率:67/100)
✓両眼が失明したもの	✓両眼の視力が0.1以下になったもの
✓咀嚼及び言語の機能を廃したもの	✓咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの ✓両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ✓1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
✓両上肢をひじ関節以上で失ったもの ✓両上肢の用を全廃したもの	✓脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ✓1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
✓両下肢をひざ関節以上で失ったもの ✓両下肢の用を全廃したもの	✓1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
	✓1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの